

交通安全 NEWS

平成 24 年 2 月 27 日

石 川 県 警 察 本 部

交 通 企 画 課

石川県道路交通法施行細則 の一部を改正します。



北陸三県の交通事故死者数

	死者数	昨年比
石 川 県	4人	-6
富 山 県	5人	-3
福 井 県	2人	-3

◎ 改正の趣旨

近年の健康志向や省エネ志向も相まって、自転車の利用が増えていますが、一方で、「傘差し運転」「無灯火運転」「二人乗り」等といった違反行為に加え、「携帯電話を使用しながらの運転」「イヤホンなどの使用による音楽を聴きながらの運転」といった危険な行為が目立っております。そこで、自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナー向上を図るため、自転車運転時の携帯電話使用等を禁止する規定を設けるものです。

また、安全な運転に必要な音声が聞こえない状態で、カーラジオ等を聴き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの運転については、危険性が高いことから、自転車利用者のみならず、全ての車両運転者を対象に規定の整備を行います。

◎ 改正条項

(平成24年4月1日施行予定)

石川県道路交通法施行細則（昭和35年12月14日 石川県公安委員会規則第12号）
第12条に、第11号、第12号を追加。

◎ 改正の内容

第3章 運転者の遵守事項 (運転者の遵守事項)

第12条 道路交通法第71条第6号の規定による車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

1～10 (略)

11 携帯電話用装置等を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置を注視しながら自転車を運転しないこと。



12 カーラジオ等を聴き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴き、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。



※ 罰則：5万円以下の罰金

～ 皆様のご意見(パブリックコメント)募集中 ～

改正の内容に対する県民の皆様からのご意見を募集しております。

☆ 募集期間 ☆

平成24年2月24日(金)から3月8日(木)までの間 ※郵便の場合は3月8日必着

詳しくは県警ホームページを御覧下さい。

